計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第413号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の一部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成30年６月７日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成30年５月１日登録一部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録の事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0185	菱栄テクニカ株式会社 神奈川県鎌倉市上町屋325番地	菱栄テクニカ株式会社品証事業部　計測管理部校正サービスセンター 神奈川県鎌倉市上町屋325番地	電気（直流・低周波）、電気（高周波）及び電磁界	電気（高周波）及び電磁界

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　札幌弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　杉山　　央
　登録番号　32295
　事 務 所　北海道札幌市中央区南１条西５丁目14―１
　札幌証券取引所ビル６階
　弁護士法人赤れんが法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成30年５月18日

平成30年５月23日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年６月７日　　富山県教育委員会

記

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
　高等学校教諭二級普通免許状（工業）、石川県教育委員会、富山県、草嶋　伸一
2　失効年月日　平成30年３月28日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公 示 送 達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告します。

平成30年６月７日

県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業
施行者　郡山市
代表者　郡山市長　品川　萬里

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　福島県郡山市細沼町12番12号
　木村　隆介
⑵　福島県郡山市桃見台１番19号
　高橋　三男
⑶　福島県郡山市並木二丁目８番地10
　有限会社ホシ企画
⑷　福島県須賀川市森宿字白石坂７番地196
　福島県勤労者住宅生活協同組合
⑸　東京都渋谷区代々木一丁目30番５号
　大木ビル
　集成建設株式会社
2　通知の内容
　土地区画整理法103条第１項の規定により県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり処分します。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。
2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、郡山市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることやこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3　その他
　別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、郡山市都市整備部区画整理課（郡山市朝日一丁目23番７号）において保管しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

岩手県宮古市向町四番三二号
株式会社日専連宮古
代表清算人　佐香　英一

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

宮城県黒川郡大衡村大衡字河原五七番地の八
有限会社高橋工務店
清算人　高橋　敦司

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

秋田県秋田市大町六丁目三番二号
株式会社いせや
代表清算人　伊勢　博光

解散公告

当組合は、平成三十年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

山形県東村山郡中山町大字長崎三〇六三番地三
山形コンクリート積ブロック協同組合
清算人　三浦　三郎